

令和4年3月2日

内閣府特命担当大臣  
野田 聖子 殿

## 「こども家庭庁」創設に向けた要望書

風間暁  
他、被虐待当事者 17 人

私たちは自分たちの経験を、現在虐待で苦しんでいるこども達のために生かし、一人でも多くのこども達を救うべく活動している。権威性にかき消されやすい当事者の声を代弁し、企業や政界などにアプローチすることもあれば、こどもたちに居場所を提供してコミュニケーションを取り、必要に応じて支援団体へと繋げることもある。

こども家庭庁では、こどもの命を守ること、こどもの権利条約の理念と規定を十分に踏まえ、一人ひとりが健康的に自分の意思で楽しく生きられる「こどもまんなか」の社会の実現を強く求めるため、以下を提言する。

### 1. 保護された後の社会的養護支援の質の向上（中口・出口論）

- ・入口（緊急対応）の議論だけではなく、社会的養護の中口（質の向上）、出口（根本的原因の解消）も含めた、社会的養護全体の議論と施策の充実
- ・質の向上のための、児童相談所や一時保護所での被虐待児と非行のこどもの分離、施設の第三者評価、里親人材の確保と普及
- ・こども一人ひとりの事情や特性に応じて、最適な養育環境を保証できる仕組みをつくることが不可欠

### 2. 社会的養護支援出口の多様なあり方の確保

- ・『家族の再統合事業』は、親と暮らすことを前提とした事業ではなく、個々の事情に合わせたゴールの設定と支援が必要
- ・そのためには、こどもの最善の利益を追求し、個々に合わせた出口支援を実現できる専門人材の確保と予算の倍増が急務
- ・年齢にかかわらず、育ち直し・学び直しの機会を保証する仕組みを確保

### 3. 政策に当事者の意見を反映

- ・児童養護施設、一時保護所、里親等の社会的養護経験者と、定期的に意見を交換し、改善につなげ、社会的養護政策全体の質の向上を図る制度の構築
- ・政府有識者会議等でのヒアリングの場に、こども、養育者、障害者、被虐待当事者等、こどもにかかわる当事者を参画し、より現実に即した政策立案を実施
- ・参画する当事者に対しては十分な合理的配慮を徹底する。一人ひとりに敬意をもち、決して個々の体験を聞くだけ聞いて無視をしない

### 4. アドボカシー制度への被虐待当事者の積極的な雇用促進

- ・医師、教師、社会福祉士、保護司等を前に、本音で話すことが難しい被虐待児は少なくない。アドボカイトとして、回復した虐待当事者を積極的に活用し、同じ経験をしたこども達が心を開きやすくする、虐待から生き延びた大人と接することで

虐待されたこどもに希望を与えることが必要

## 5. 名称を「こども庁」に変更

- 家庭が加害行為の温床となり、そこから離れるほうが安全なこどもたちもいれば、家庭をもたないこどもたちもいる。最も支援を必要としている逆境にいるこどもたちも含めて、一人も取りこぼさないというメッセージを込めるのであれば「こども家庭庁」ではなく「こども庁」であるべき
- 「こども家庭庁」の名称だと、子育ては家庭で担うものであるというメッセージに受け取れる。家庭を強調することで、かえって家庭内で子育てしている保護者を追い詰め、リスクを増やすことにもなりうるのではないか
- 家庭支援が必要な家庭もあるし、家庭を大切に思っているこどもも当然いる。しかし一方で、家庭への支援介入だけでは救えない、家庭とは利益相反するこどもにも目を向ける必要が当然あり、そこで最優先されるべきなのは「こどもファースト」の理念からもわかるとおり、こどもの利益である

こうした当事者の声を、国会での法案審議プロセスにおいても十分に考慮したうえで、よりよいものが創られていくことを願っている。

以上